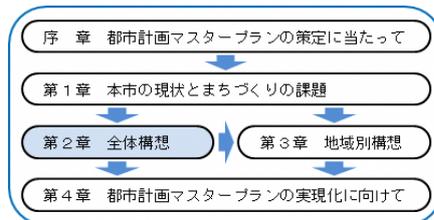


第2章 全体構想

1 将来都市像とまちづくりの目標



(1) 将来都市像

本市では、第6次小田原市総合計画と整合を図り、将来都市像として「世界が憧れるまち“小田原”」を掲げます。

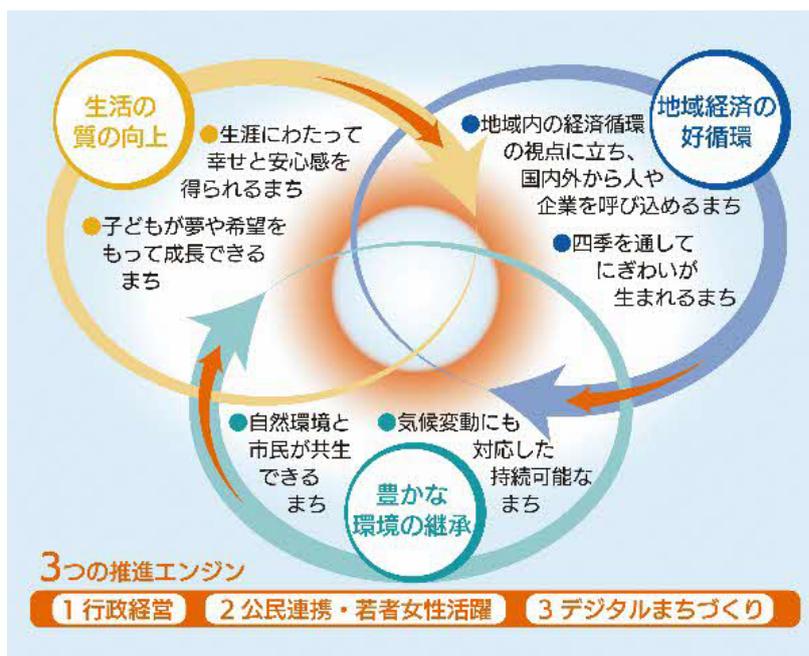


本市には、豊かな自然環境、長い歴史の中で継承されてきた文化・伝統産業、都心からほど良い距離という立地、利便性に優れた交通インフラ、そして市民力や地域力といった人の力があります。

こうした多様な地域資源を生かしながら、近年変化する社会情勢に対応し、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民や地域の多様な主体が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがいとを地域とともに作っていくことのできるまちづくりを進めます。

(2) まちづくりの目標

将来都市像の実現に向けて、第6次小田原市総合計画と整合を図り、小田原の「豊かな環境の継承」を土台に、「生活の質の向上」と「地域経済の好循環」を具現化することを「まちづくりの目標」として定め、それぞれの目標に対する都市計画における基本的な方針を整理します。



第6次小田原市総合計画 まちづくりの目標

1) 生活の質の向上


 生活の質
の向上

第6次小田原市総合計画に示された「まちづくりの目標」
■生涯にわたって幸せと安心感を得られるまち

住み慣れた地域で、誰もがその人らしく人生の最期まで健康に暮らし続けられるよう、福祉と地域医療を充実させるとともに、過ごしやすく快適に移動ができ、緑や水辺が豊かで潤いのある魅力的な都市空間を創造し、生涯にわたって幸せと安心感を得られるまちを目指します。

■子どもが夢や希望を持って成長できるまち

子育て家庭が安心して子育てができる環境を地域全体で整えるとともに、子どもたちが伸び伸びと健やかに育ち、一人ひとりの感性や特長を伸ばせるよう、最新技術も活用した質の高い教育環境を整え、子どもが夢や希望を持って成長できるまちを目指します。


これからのまちづくりの課題

- 都市の活力が維持されるコンパクトシティの形成
- 地域を結ぶ公共交通ネットワークの維持・向上
- バリアフリー化への対応
- 公共施設の老朽化
- 安心して子育てができるまち
- 憩いの場となる公園の整備・充実、安心安全な道路環境
- 魅力的な公共空間・水辺空間の創造
- 小田原駅・小田原城周辺のまちづくり


都市計画マスタープランにおける基本的な方針

都市計画マスタープランでは、質の高い生活サービスを維持する観点から居住地の集約化を図りながら、小田原らしい暮らし方ができる多様な居住地の確保を目指します。

そのうえで、快適な移動手段の確保や緑・水辺の豊かで潤いある魅力的な都市空間の創造、子育て世帯や高齢者をはじめ誰もが幸せと安心感を実感できる暮らしの環境づくりを目指します。

2) 地域経済の好循環

地域経済
の好循環

第6次小田原市総合計画に示された「まちづくりの目標」

■地域内の経済循環の視点に立ち、国内外から人や企業を呼び込めるまち

地域内の経済循環の視点に立ち、誰もが働きやすい環境を整え、働く場としての質を高め、地域資源を生かした小田原発の起業や事業承継の支援を進めるとともに、交通の要衝としての優位性を生かした企業誘致や産業の創出、新たな働き方を提案していくことで、国内外から人や企業を呼び込み、生活の場として選ばれるまちを目指します。

■四季を通してにぎわいが生まれるまち

将来にわたり、安心して営みを継続できるよう、受け継がれてきた歴史・文化や質の高い食資源といった地域特性を生かした取組を展開するなど、観光資源を磨き上げることにより、四季を通してにぎわいが生まれるまちを目指します。

これからのまちづくりの課題

- 広域的な道路ネットワークの形成
- 企業等の誘致・雇用の創出
- 多様な働き方・暮らし方を支えるまちづくり
- 農林水産業などの生業の維持・育成
- 歴史的・文化的資源の保全活用
- 小田原らしさを感じる景観の保全・誘導

都市計画マスタープランにおける基本的な方針

都市計画マスタープランでは、都市の機能のひとつとして働く場の質と多様性を高めるため、オフィスや工場・研究所等が進出しやすい基盤や市街地の形成を目指します。

また、市内各所に残る歴史的風致や農産物・水産物などの生業を守り育てていける環境を確保することで、地域資源の継承とにぎわい創出への寄与を目指します。

3) 豊かな環境の継承


 豊かな
環境の
継承


 第6次小田原市総合計画に示された「まちづくりの目標」

■自然環境と市民が共生できるまち

日常的に感じることができると小田原の森里川海の恵みをいつまでも享受できるよう、豊かな森づくりなど自然環境の保全に取り組みながら、「地域循環共生圏」を構築することで、環境と経済を好循環させ、暮らしの土台となる自然環境と市民が共生できるまちを目指します。

■気候変動にも対応した持続可能なまち

2050年の脱炭素社会実現へのアプローチを、より強靱な社会基盤構築に向けた好機と捉え、公民連携の推進によって、再生可能エネルギーの導入拡大や効果的な利活用などの仕組みを形成するとともに、グリーンインフラの取組も推進し、これらが災害時にも有効に機能することで、気候変動にも対応した持続可能なまちを目指します。



 これからのまちづくりの課題

- 水・みどり・農地の保全
- 地域循環共生圏の構築
- 脱炭素社会の実現に資する技術の活用
- 自然災害に備えた強靱なまちづくり
- 早期復興に向けた事前の準備



 都市計画マスタープランにおける基本的な方針

都市計画マスタープランでは、山地等、森里川海がひとつらなりとなった豊かな自然環境を保全し、その恵みをいつまでも享受できるまちを目指します。

また、再生可能エネルギーの活用や温室効果ガスの排出削減、グリーンインフラの活用等の取組を進め、気候変動による集中豪雨等にも対応しつつ、自然災害に対しハード・ソフトによる対策を講じ、被害を最小限に留めることで安心安全で持続可能なまちを目指します。

4) まちづくりの推進エンジン

第6次小田原市総合計画に示された「まちづくりの推進エンジン」

まちづくりの
推進エンジン

少子高齢化、価値観の多様化、気候変動、グローバル化等、量的にも質的にも困難さを増す課題が増えてきている現在、行政はプラットフォームビルダーとして、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、小田原で活躍したいと思う誰もがチャレンジできる環境を整えるとともに、多様な主体の協力関係を構築し、住民生活に不可欠なニーズを満たしていくことが求められています。

こうした中、生活の質の向上と地域経済の好循環という両輪を、時代の流れに乗り遅れることなく、未来を見据えて円滑に回し続けるために、民間の力を取り入れたデジタル技術の活用と公民連携を積極的に展開することで、地域の課題を解決し、小田原の持っているポテンシャルを最大限に引き出したまちづくりを進めます。

これからのまちづくりの課題

- 財政状況の悪化、都市経営コストへの対応
- デジタル化社会への対応
- 公民連携によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランにおける基本的な方針

都市計画マスタープランでは、生産年齢人口の減少のほか、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響による先行き不透明な経済情勢などに対応し、持続的な都市経営を推進するため、選択と集中による効率的かつ効果的な都市基盤整備を進めます。

市民や市民活動団体、事業者や研究機関等の様々な主体と行政が連携する体制を構築し、公民連携によるまちづくりを進めます。

また、様々な分野でデジタルトランスフォーメーション (DX) を取り入れたまちづくりを目指します。

(3) 人口規模

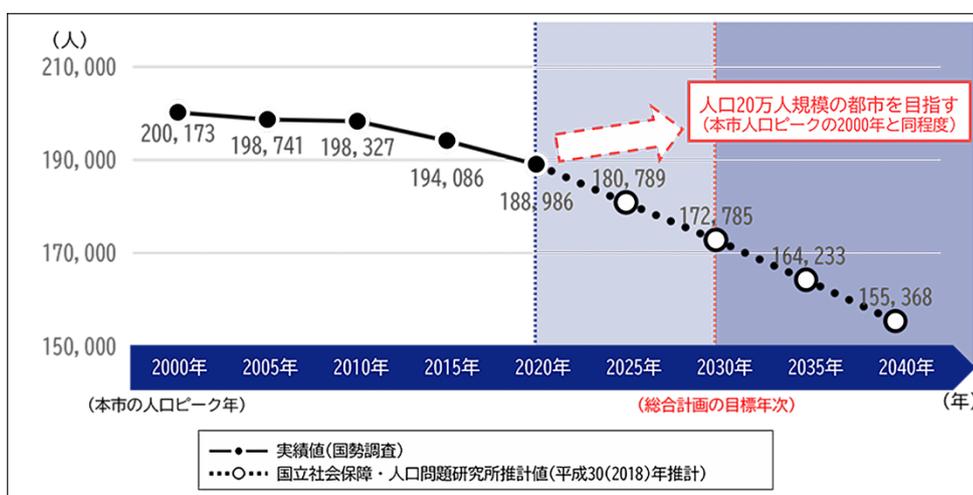
人口規模については、令和12(2030)年時において、第6次小田原市総合計画で掲げる人口シナリオと同様に「人口20万人規模の都市」を目指します。

その方向性としては、本市の都市基盤の資産を生かして、機能的かつ合理的な都市構造を形成し、既成市街地を生活利便性と魅力ある市街地へ効率的かつ効果的な更新整備を進めることで、人口の社会増・自然増にも応え得る都市基盤を確保します。

その上で、企業誘致などを通じて小田原に人や企業を呼び込み、住む・働く・子育ての「環境整備」※に取り組むことで、高齢者が安心して暮らせるまち、若い世代が暮らしやすいまち、子どもを産み育てたくなるまちづくりを進めます。

これにより、人口の社会増・自然増を図り、社会的・空間的に持続可能な都市を目指します。

本市の人口推計と人口規模のイメージ



※「環境整備」

- 「住む」選択肢を広げる
- 「働く」場所、機会、主体などの創出と誘致
- 「子育て」をしていくうえで必要な支援や環境の拡充

- 空 家：住宅ストック活用の促進
- 住 宅：市街地整備の促進
- 雇 用：新しい働き方の促進
- 誘 致：企業誘致による働く場の創出
- 子育て：子育てに適した環境の整備

2 将来都市構造

本市は、豊かな自然環境の中で暮らし、横浜・東京方面だけでなく箱根・伊豆方面にもアクセスしやすい恵まれた立地環境にあります。

この立地環境を生かし、それぞれの地域特性に応じた多様な住まい方を提案し、市民の定住と市外からの転入者の増加を図り、にぎわいを生む持続可能なまちを目指します。

また、人口減少・少子高齢化が進む社会状況を踏まえ、高齢者や子育て世代をはじめ市民にとって、快適な生活環境を確保し、持続的な都市経営を推進するためには、鉄道駅周辺など交通の利便性の高い地域におけるまちの魅力を高め、都市機能の集約による居住の誘導を図るとともに、地域間を結ぶ交通軸を維持・確保する必要があることから、平成31(2019)年3月にコンパクト・プラス・ネットワークの基本的な考え方を示す「小田原市立地適正化計画」を策定しました。この計画の位置付けに基づき「小田原らしさを生かしたにぎわいのある多極ネットワーク型コンパクトシティの形成」を目指します。

(1) 将来都市構造

ここでは、将来都市像及びまちづくりの目標を踏まえ、本市が目指す都市構造[※]の基本的な考え方を示します。

※ 都市構造とは、土地利用と交通網の骨格構成を指します。



●拠点と拠点間ネットワークの形成

交通結節点である小田原駅周辺は、長い歴史を持つ小田原城をはじめ、商店街や官公庁が立地し、中心市街地を形成しています。一方、鴨宮駅周辺は、幹線道路沿道や大規模な工場跡地に大型商業施設が集積し、川東地域の中心的な商業地を形成しており、各々が広域交流拠点と地域中心拠点としての役割を担っています。

この2つの拠点以外にも、鉄道の駅を中心として日常生活に必要となる多様な生活サービスが享受できる地域拠点や、身近なサービス施設の持続的な維持を図る生活拠点があります。

これらの多様な拠点の役割に応じた機能を確保・維持するとともに、交通機能の利便性を高めるため、市内の各拠点間を結ぶ都市内交流軸を位置付けます。

拠 点	 広域中心拠点	小田原駅周辺	小田原駅周辺は、小田原駅西口、東口周辺の再開発の促進等による商業・業務・医療・福祉・文化機能の集積を図るとともに、小田原城周辺では「史跡小田原城跡保存活用計画」などに基づいた整備を進め、保存と活用を図りながら歴史的観光価値の拡大を図ります。 歴史的風致維持向上計画により魅力的なまちづくりを推進するとともに、地域資源を活用したにぎわいの創出と回遊性の向上により、市民と来訪者の交流が盛んに促進される活力ある市街地の形成を図ります。 また、県合同庁舎、警察署など行政機能の集積する市役所周辺については、利便性の高い行政拠点、防災拠点として地区の形成を図ります。
	 地域中心拠点	鴨宮駅周辺	鴨宮駅周辺は、小田原駅周辺に次ぐ商業・業務の集積地、更には就業先となる施設が多く立地するエリアであり、慢性的な交通混雑が発生しているため、都市基盤の強化を図り、生活者中心の視点に立った“職住商”が近接する利便性の高い拠点として都市機能の集積を図ります。
	 地域拠点	国府津駅、 栢山駅、 富水・螢田駅、 早川・ 箱根坂橋駅 の周辺	地域拠点は、車を利用しない高齢者等にとって重要な商業・医療・福祉といった様々な生活サービス施設の誘導を図ります。また、歩行者の安全性の確保など快適な駅前空間のあり方について研究を進めます。 国府津駅周辺は、交通結節機能の更なる強化を図ります。 早川・箱根坂橋駅周辺は、漁港を中心とする水産業等の地場産業、石垣山一夜城や板橋地区等の歴史的資源が集積するエリアであり、地域の魅力向上に資する観光機能の強化を図ります。
	 生活拠点	橘、下曾我駅、 豊川、足柄・井 細田駅、根府川 駅の周辺	生活拠点は、身近な生活サービス施設が集積するエリアであり、今後ともこの身近な生活サービス施設の維持を図り、地域の最寄りとなる拠点機能の確保を進めます。
都 市 内 交 流 軸	 都市内交流軸 幹線(鉄道・道路) 幹線(バス)	幹線道路、 鉄道、バス路線	小田原駅周辺から鴨宮駅南口を経て国府津方面に向う栄町小八幡線、鴨宮駅付近から下曾我駅に向う酒匂曾我線など各拠点を結ぶ路線の整備により、都市内交流の強化を図ります。 また、公共交通については、鉄道の輸送力増強を図るとともに、既存のバス路線を維持し、都市内移動の確保を図ります。
	 環状交流軸	外環状道路	本市の市街地縁辺部を通る外環状道路の整備を促進し、新たな沿道型市街地の形成と市内各拠点間を連携する都市内交流軸の強化を図ります。 また、東海道連携軸と酒匂連携軸を相互に連絡することから、通過交通の市街地流入を抑制しつつ都市間交流機能の一役も担います。

●周辺自治体及び横浜・東京方面との交流軸の強化

本市は、県西地域の中核都市として周辺の自治体から人・物が集まり、また旧東海道にあたることから、周辺自治体や首都圏方面との交流が盛んな都市です。こうした広域交流をより活発化させるため、鉄道や道路の輸送力を強化し、住みやすく、人が集まるまちづくりを進めるため、国道1号や国道135号、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線などを、市外との広域的な交流の基幹を担う都市間交流軸を位置付けます。

都市間交流軸	 東海道連携軸	東海道連携軸の国道1号沿道については、「旧東海道」にふさわしい歴史的資源を活用した沿道型市街地の形成など、本市の魅力と個性を表現するまちづくりを推進します。 箱根連携軸については、観光交通の円滑化を図るとともに、交流の拡大による活性化を目指します。 西湘-伊豆連携軸については、伊豆湘南道路整備構想による伊豆方面との連携強化など、更なる交流促進と自立した都市圏構造の実現化を図ります。
	 酒匂連携軸	酒匂川流域の都市を「1つのまち」として捉え、交通ネットワークの形成の推進や既存の交通基盤の有効活用、地域資源を保全・活用した地域の魅力を高めるまちづくりの推進を図ります。 また、大雄山連携軸、御殿場線沿線連携軸を酒匂連携軸の一部に位置付け、各方面との交流を念頭においた都市機能の充実を図ります。
	 中井連携軸	産業立地や住宅立地による自動車交通の受け皿として、また、橋地域の幹線として、交通基盤の整備を促進します。

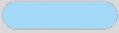
●緑と文化の拠点の形成

丘陵部の緑や歴史的価値を有する公園、観光資源としての価値を有す梅林など、本市には市街地を取り囲むように緑の拠点が配置されています。

 緑の拠点	羽根尾史跡公園、曾我梅林、上府中公園、小田原西部丘陵公園（おだわら諏訪の原公園及び小田原フラワーガーデン）、いこいの森、小田原こどもの森公園わんぱくランド・辻村植物公園、石垣山一夜城、中央公園（城址公園、城山公園）	市民や来訪者の憩いと安らぎの場として、特色のある整備を進めるとともに、利用者が快適に過ごすことのできる空間を確保します。 レクリエーション活動に活用できる上府中公園などにおいては、誰もが身近にスポーツを楽しめるよう、地域のスポーツ団体と連携し、市民が主体となったスポーツ振興を促進します。
---	---	---

●親水空間軸の形成

海岸や河川空間の維持・保全によって、気軽に水にふれあうことができる親水空間軸を形成します。

<p>親水空間軸</p> 	<p>御幸の浜、早川海岸 酒匂川、早川、狩川など</p>	<p>早川海岸の整備や河川空間の維持・保全等によって、気軽に水にふれあうことができる親水空間の確保を図ります。 また、海岸線沿いの風致地区は、その保全を図りますが、御幸の浜については、市民や来訪者が交流を生み出す親水空間の創出を促進します。</p>
--	----------------------------------	--

●工業拠点の形成

工業は本市の重要な産業のひとつであり、既存施設の高度化を促進するとともに操業環境の向上を図るため基盤整備を進めます。また新たな工業団地についても整備を進め、企業誘致による地域経済の活性化を図ります。

<p>工業拠点</p> 	<p>羽根尾（西湘テクノパーク）、国府津・前川、成田・桑原、扇町・寿町、鬼柳・桑原等</p>	<p>既存の工業地については、施設の高度化を促進するとともに、操業環境の向上を図るため都市計画道路などの基盤整備を進めます。 鬼柳・桑原地区は、土地所有者等の意向を踏まえながら、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、産業集積の拠点として工業団地の整備を進めます。</p>
--	--	---

(2) 多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

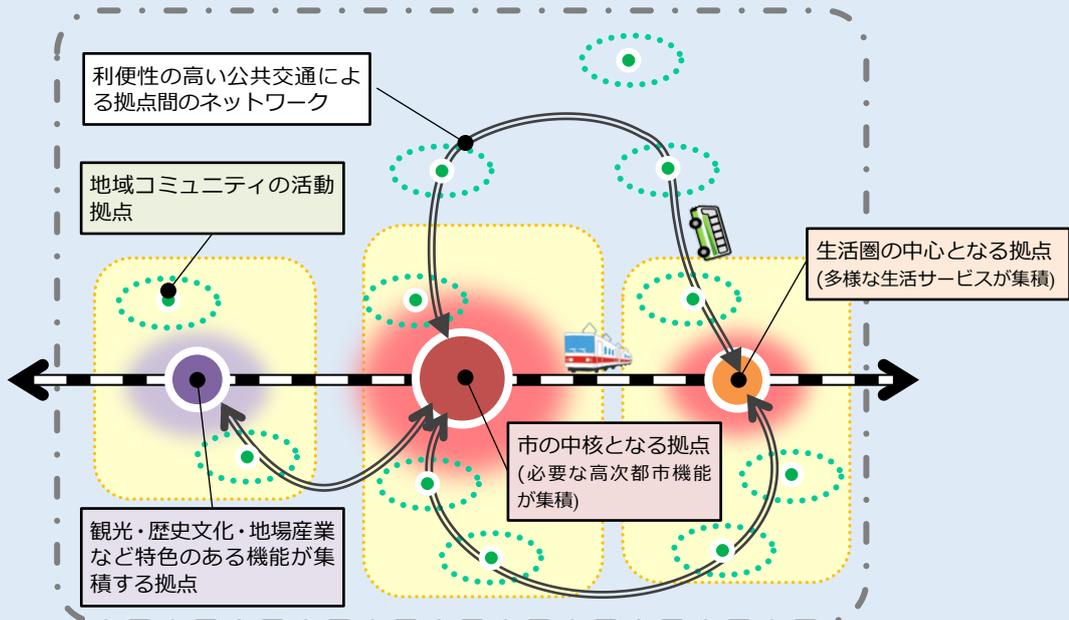
●立地適正化計画の都市づくりの理念

広域的な都市機能が集積し、“交流・にぎわい・魅力があふれる中心市街地”と、公共交通を軸とした生活利便施設が確保された“歩いて暮らしやすい生活圏”を構築します。

中心市街地、生活圏を支える各拠点が公共交通により互いに結ばれ、将来にわたって誰もが暮らしやすく、都市の活力が持続的に確保されるコンパクトシティを実現します。

都市づくりの理念に基づき本市が目指す、集約型都市構造のイメージ

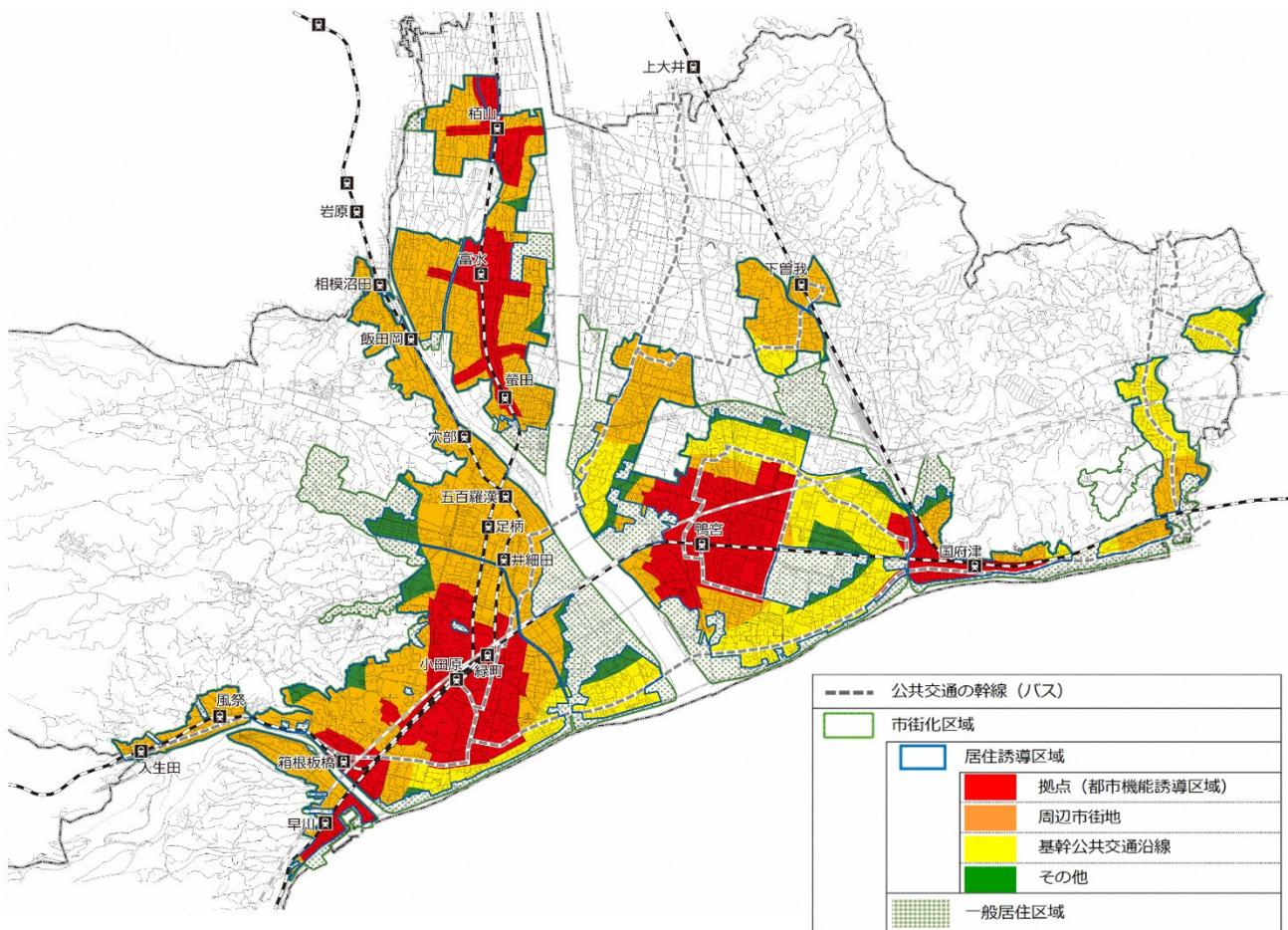
-  生活の利便性が確保された“歩いて暮らしやすい生活圏”を構築します。
(居住誘導区域)
-  それぞれの生活圏の中で交通や生活の利便性が高いエリアを、集約型都市構造の骨格をなす拠点として設定し、拠点に応じた都市機能を集積します。
(都市機能誘導区域)
-  利便性の高い公共交通により、拠点間のネットワークを構築します。
-  基礎的な地域のまとまり（地域コミュニティ）を維持します。
市街化調整区域においては営農環境を保全できるような既存集落を維持します。



●都市機能誘導区域・居住誘導区域

立地適正化計画では、都市機能を誘導していく区域（都市機能誘導区域）と居住を誘導していく区域（居住誘導区域）を以下のとおり設定しています。本計画においてもこれらの区域設定を踏まえ、集約型の都市構造を目指します。

都市機能誘導区域	広域中心拠点、 地域中心拠点、 地域拠点	広域的な都市機能や生活圏に必要な多様な生活サービス（医療・福祉・商業等）の誘導を図る区域
居住誘導区域	拠点（都市機能誘導区域） 周辺市街地 基幹公共交通沿線 など	拠点（都市機能誘導区域）、周辺市街地（拠点及び鉄道駅の徒歩圏）や公共交通沿線へ、それぞれの特性に応じた居住の誘導を図り、様々な住まい方が可能な都市を目指す区域



都市機能誘導区域と居住誘導区域

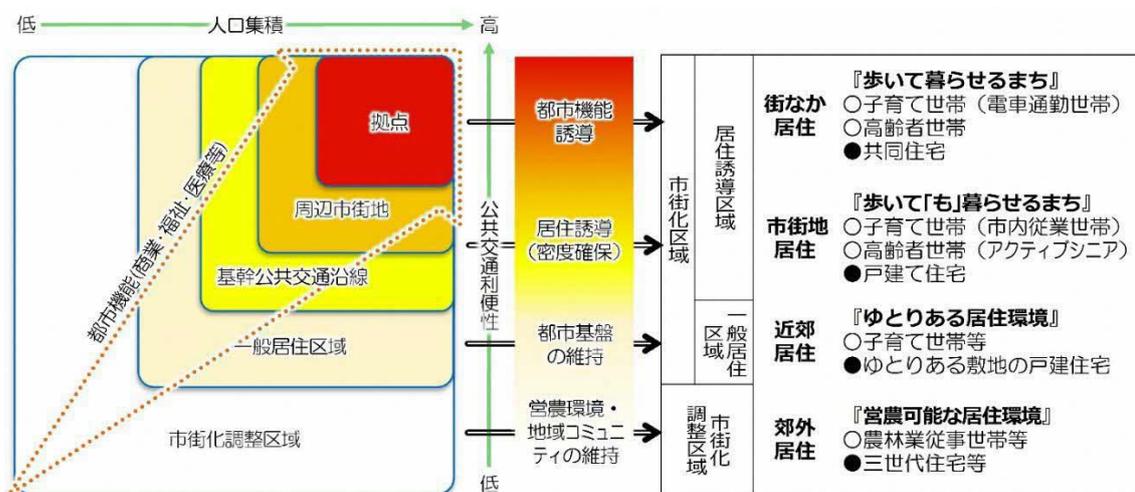
●居住誘導の方向性

将来の人口減少に備えて、市民の生活利便性の持続的な確保や財政上の課題等に対応するため、長い時間をかけて緩やかな居住誘導を図ります。

市民の住まい方やライフスタイルを尊重しながら、生活利便性・交通利便性の高い拠点やその周辺市街地、拠点間を結節する公共交通の沿線への住み替え等が促されるよう、それぞれの地域特性に応じた居住地選好に繋がります。

居住誘導区域に含まれない市街化区域（工業専用地域等を除く）については、既存の住宅地を維持しつつ、緩やかな誘導を図ります。

市街化調整区域は自然や営農環境等を保全する地域であり、豊かな田畑・山林等のなかに立地する既存集落では継続的な営農が可能となるよう、農林業に従事する人々の居住環境の維持や農家分家等により地域のコミュニティを維持します。



地域特性に応じた居住誘導の方向性と住まい方

拠点	利便性が高く日常の機能が充実した共同住宅等の居住空間を確保して「歩いて暮らせるまち」を形成し、子育て世代や高齢者などを想定した街なか居住を誘導します。
周辺市街地 基幹公共交通沿線	一定の人口密度を確保することで生活の利便性や中心市街地へのアクセス性の高さを維持した戸建て住宅地を確保して「歩いて「も」暮らせるまち」を形成し、市内で働く子育て世帯や高齢者世帯、戸建て住まいを希望する移住者などを想定した市街地居住を誘導します。
一般居住区域	市街化区域内の郊外の住宅地ではゆとりある敷地を希望する子育て世代や日々の通勤や鉄道利用を必要としない移住者などを想定し、農地が多いエリアでは田園風景とも調和した低層の戸建て住宅主体の閑静な「ゆとりある居住環境」を維持します。
市街化調整区域	市街化調整区域のうち、豊かな田畑・山林等のなかに立地する既存集落では「継続的な営農が可能な地域」として、地域コミュニティの維持の観点から必要な居住を確保します。

①中心商業・業務地

広域中心拠点である小田原駅周辺を「中心商業・業務地」と位置付けます。

県西部地域の広域拠点にふさわしい商業・業務・医療・福祉・文化機能の集積に加え、高度利用や市街地空間の再整備により街なか居住を促進し、にぎわいと活気あふれる中心市街地の形成に努めます。小田原城址など歴史的・文化的資源を保全・活用し、回遊性の向上を図り、市民や来訪者にとって魅力ある市街地の形成と交流による活性化を図ります。

また、近隣に配置されている公園・緑地・海岸等との連携についても考慮し、公園や親水空間の整備と連動した回遊性のある観光・レジャーの流動に対応した市街地の形成を図ります。

②地域中心商業地

小田原駅周辺の中心商業・業務地に対し、川東地域の鴨宮駅周辺を「地域中心商業地」と位置付けます。

地域中心商業地については、酒匂川左岸地域における中心的な商業地として、周辺の住宅地との調和に配慮した生活サービス施設の立地について調査・検討し、職住商が近接する利便性の高い「地域中心拠点」として機能集積を目指します。また、平成24(2012)年に用途地域を商業地域に変更した中里地区については、周辺環境に配慮した商業・業務地として維持・保全に努めます。

③地区中心商業地

近隣住民が日常的に利用する店舗やサービス施設の立地がみられる国府津駅、早川駅、富水駅、栢山駅及び下曾我駅の周辺地区を、「地区中心商業地」と位置付けます。

これらの駅周辺については、近年、空き店舗化や駐車場化が進んでいる地区もありますが、車を利用しない高齢者等にとっては必要な商業・サービス機能を有しており、地域住民が利便性を享受できるよう、商業店舗の維持や立地を誘導する等、地区中心商業地の形成を図ります。

④複合市街地

住宅と工場が混在する寿町、東町の一部等の地区を「複合市街地」と位置付けます。

複合市街地においては、住区単位による土地利用の純化を基本におき、市民の主体的な参加の促進により、地区計画制度の活用を検討するなど、居住環境と操業環境の調和に配慮した複合市街地の再編を誘導します。

⑤沿道型複合市街地

中心商業地を除いた幹線道路の沿道に商業施設等の立地が連続してみられる都市計画道路国道1号線、国道255号線、飯泉国府津線、穴部国府津線の沿道を「沿道型複合市街地」と位置付けます。

これらの路線の沿道は、近隣の住環境に配慮しつつ、市民にサービスを提供する場の形成を誘導します。また、都市計画道路飯泉国府津線沿線の大型商業施設等が集積する地区においては、地域の交通環境を踏まえながら「住・工・商」の均衡のとれた市街地形成を目指します。

⑥一般住宅地

戸建て住宅地としての土地利用を主としながら、小規模な商業集積と一部に中高層住宅の立地がみられる早川、中町、寿町、東町、蓮正寺、中曽根、飯田岡、穴部、北ノ窪、矢作、鴨宮等の地区を「一般住宅地」と位置付けます。

一般住宅地は、現行の土地利用を尊重し、近隣住民の利便性に供する小売り商業・サービス施設の立地を維持するとともに、敷地の小規模化や中高層建築物などに対応するため、都市計画の決定等の提案制度を含め、地区住民の主体的な参加による地区計画等による市街地の再編を促進し、生活道路や公園等、地区の施設整備と質の高い住宅地の形成を図ります。

⑦低層住宅地

板橋、南町、新屋、栢山、曾比、千代、永塚、別堀、小竹等の低層・低密度な住宅地を「低層住宅地」と位置付けます。

低層住宅地の一部地区においては、敷地分割による宅地の小規模化が進む地区もあります。

そこで、敷地の小規模化などに対応するため、都市計画の決定等の提案制度を含め、地区住民の主体的な参加による地区計画等による市街地の再編を促進し、生活道路や公園など地区住民の施設を計画的に配置するとともに、敷地にゆとりを持った住宅地の維持と形成を誘導して、本市にふさわしい質の高い低層住宅地を目指します。

⑧工業地

酒匂川の沿岸、久野、川東地域の工業施設集積地区及び鬼柳・桑原地区の新規産業立地が想定される地区を「工業地」と位置付けます。

既存の工業地については、操業環境の向上や地下水・土壌の保全等により周辺を含めた環境の保全を図ります。

工業地の一部においては、工場の統合や再編により大規模な土地利用転換が行われ、交通混雑など周辺の操業環境への影響が生じている地区もあります。そこで、都市基盤整備を着実に進める一方、地域工業者等の意向を把握しながら、地域地区や地区計画等による適正な土地利用の誘導について検討します。

また、近年、工業系の新市街地形成は厳しい状況にありますが、企業の立地動向や土地所有者の意向を踏まえながら市街地整備の方向性について検討を行います。

⑨農地・樹園地・集落等

丘陵地及び酒匂川沿岸の平野部に広がる非市街地を「農地・樹園地・集落等」として位置付けます。

農地・樹園地・集落等の区域については、生産環境を整備して、優良な集団的農地を保全するとともに、市民参加の促進や都市住民との交流を進め、農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農地に隣接する住宅地（集落）については周辺の環境と調和した住環境の向上を図ります。

⑩森林・丘陵地

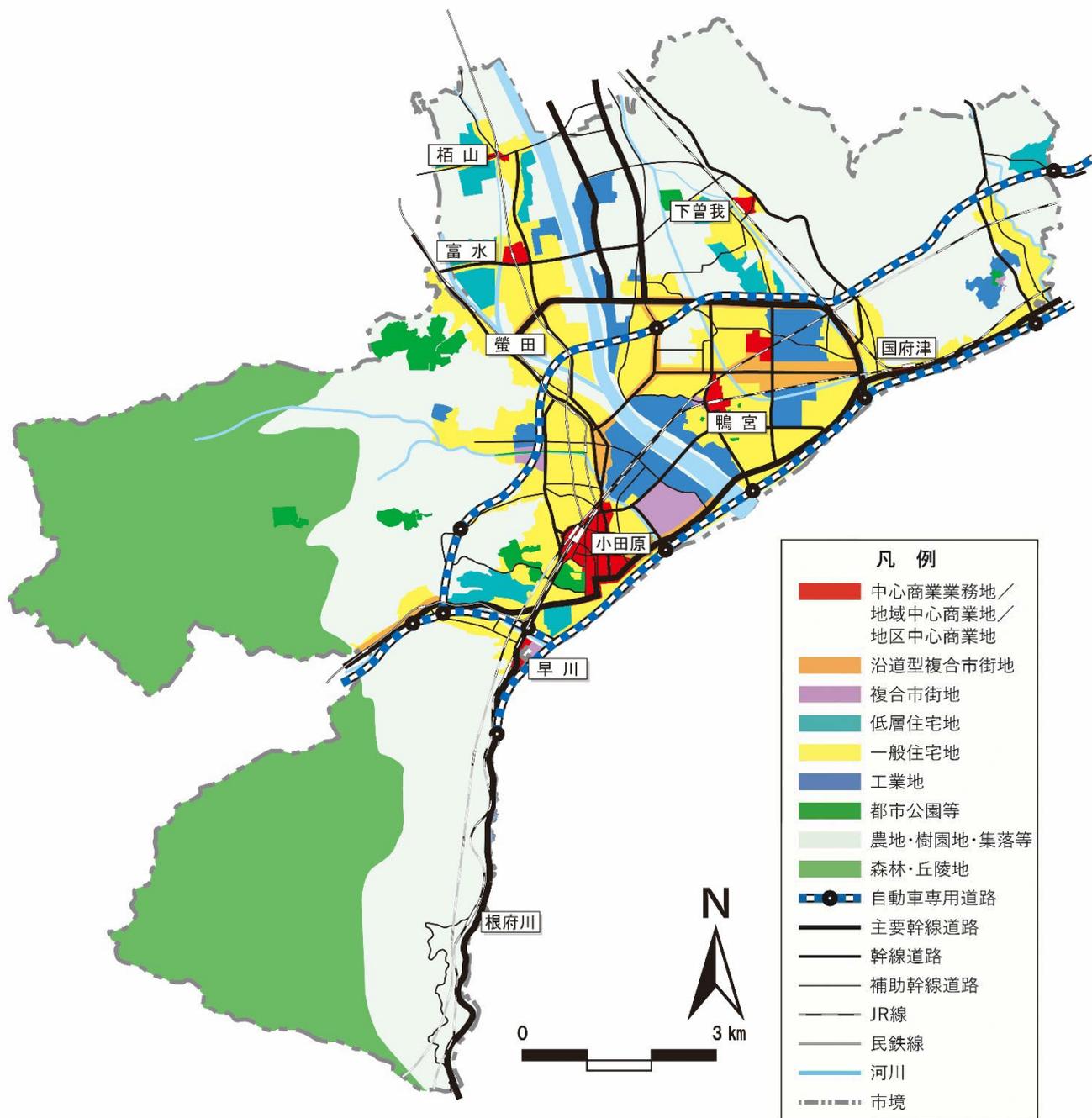
丘陵地の森林については、首都圏に残された貴重な緑であるとともに、「水源林」としての機能を有しています。

本市の西部に連なる箱根山地を「森林・丘陵地」として位置付け、「おだわら森林ビジョン」に基づき、良好な自然環境を保全するとともに、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、水源涵養機能、土砂災害防止機能、景観形成機能及び森林生産機能の維持を図ります。

また、豊かな海づくりに向けた森林づくりを進めます。

⑪市街化調整区域の土地利用

市街化調整区域は、自然環境の保全及び田園環境の維持、優良農地等の保全を基本とした土地利用を図ることを基本としつつ、遊休農地の増加や集落の活力低下が懸念される一方、ライフスタイルの多様化により田園居住ニーズの高まりも見受けられることから、県内でも恵まれた自然的環境を有する本市ならではの立地特性を生かし、既存集落持続型開発許可制度の適切な運用を図るとともに、交通の利便性を有しながら、人口減少が認められる既存の集落においては、市街化調整区域における地区計画制度等の活用により、土地利用を支える地域コミュニティの維持と活力の回復に必要な範囲において、既存集落に必要な生活サービス施設等や住宅の建設を受け入れるなど、社会情勢の変化への対応を踏まえ、地域の実情等に応じた秩序ある土地利用の規制・誘導を図ります。



土地利用基本方針図

(2) 都市交通の方針



1) 基本的な考え方

① 交通体系の基本的考え方

公共交通、自動車、自転車、徒歩、それぞれの交通手段が連携しつつ、過度に自動車に依存しないバランスのとれた交通体系を基本とし、生活者や来訪者、子ども、高齢者、障がい者等、誰もが安全で安心して移動できる交通環境の整備に努めます。

② 広域交流を促進する道路網の構築

まちづくりとの連携を図りながら、都市構造を支える骨格となる幹線道路の整備を進めます。また、災害に強いまちづくりの観点から緊急輸送路の整備を促進し、防災ネットワークの形成を図ります。

③ 公共交通ネットワークの構築

本市は、鉄道6路線18駅を有するなど、公共交通の利便性が高いことから、この利便性を最大限に生かすとともに、利用者減少等に伴うバス路線の減便などが懸念される地域においては、公共交通ネットワークの維持・確保に努めつつ、新たな移動手段の導入について検討します。

④ 居心地が良く、歩きたくなる駅周辺の交通環境の整備

歩行者、自転車等に配慮した安全なまちづくりを進めるとともに、広域中心拠点においては、公民が連携して魅力的なパブリックスペースを確保し、多様な人々の出会いや交流の場を提供する「居心地が良く歩きたくなる」ウォークブルなまちづくりを目指します。

2) 整備・誘導の方針

① 公共交通の整備方針

● 公共交通の利便性向上に向けた取組

本市は JR 東海道新幹線が停車する小田原駅を中心に、JR 東海道本線、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄山線、箱根登山鉄道が放射状に、また、国府津駅からは環状方向に JR 御殿場線が配置されています。これらの利便性の高い鉄道網を基本とした公共交通ネットワークは、通勤通学の利便性や快適性を確保するため、近隣市町と連携を図りながら輸送力及びネットワークの強化、サービス水準の向上に努めます。

バス路線は鉄道駅を中心に放射状に配置されており、鉄道網と連絡した日常生活圏の移動を支えるネットワークとして、維持・確保に努めます。また、バス路線の廃止・減便が懸念される地域などにおいては、令和5（2023）年度に策定予定の「小田原市地域公共交通計画」に基づき、地域住民との連携による新たな移動手段の導入などについて検討します。

●公共交通の利用促進に係るデジタル技術の活用

鉄道、バス、タクシーからシェアサイクルといったあらゆる移動手段の手配や支払いが一括で可能となる MaaS サービスの本市への導入や観光アプリとの連携による観光客の回遊利便性などの向上を進めます。

②道路網の整備方針**●構想路線の整備方針**

本市には、小田原厚木道路や西湘バイパスなどの自動車専用道路が東西方向に配置されています。今後も富士箱根伊豆交流圏の形成や酒匂連携軸の形成に資するため、既存の自動車専用道路ネットワークを基本としながら、西湘バイパスの延伸や、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ新たな東西軸となる伊豆湘南道路の早期実現に向けた取組を進めます。

また、環状交流軸を形成する小田原環状道路及びこれとネットワークする東町久野線の延伸部については、整備の具体化に向け検討を進めます。

足柄平野の南北軸の形成に資する（仮称）酒匂右岸幹線、（仮称）山北開成小田原線については、受け皿となる穴部国府津線の整備状況や延伸部の整備方針を見据えつつ、地元住民の合意形成を図りながら、計画を検討します。また、小田原環状道路延伸部から小田原駅西口にアクセスする（仮称）小田原駅西口アクセス線の方向性についても合わせて検討します。

●幹線道路網の整備方針

一般幹線道路網は、市街地内に集中発生する交通を円滑に処理するため、小田原駅を中心とした放射環状型の骨格道路網の形成を基本とします。

外環状機能を有する路線として、穴部国府津線の整備を促進するとともに、内環状機能を有する路線として、栄町小八幡線、小田原駅西口東町線、山王川東側線の未整備区間の整備について検討を進めます。

内環状から外環状へ向けて放射機能を有する路線としては、小田原山北線、城山多古線の整備を促進するほか、これらを補完する路線として小田原中井線、酒匂永塚線の整備を促進します。

栄町小八幡線の栄町二丁目東通り・大乘寺周辺地区については、検討が進められている市街地再開発の計画に合わせた都市計画道路の線形変更に向けて、検討を進めます。また、栄町三丁目地内の未整備区間については、整備の具体化に向けた検討を進めます。

長期未着手の都市計画道路については、概ね 10 年毎に策定する「都市計画道路見直しの基本方針」に基づき、地域の実情や社会情勢の変化を踏まえ、必要性について見直します。

③自転車・歩行者ネットワークの整備方針

●自転車・歩行者ネットワークの構築

歩行者に配慮した安全で快適な誰にでも利用しやすい歩行者ネットワークの整備を進めるとともに、自転車も走行できる広い歩道（自転車・歩行者道）の整備に努めます。

●安全で歩きやすい歩道整備

歩道の段差解消や視覚障がい者誘導用ブロックの設置などにより、バリアフリー化を進めます。また、無電柱化事業を推進することにより、防災機能の強化とともに、安全で歩きやすい歩行空間の整備を進めます。

④交通結節点の整備方針

広域中心拠点である小田原駅は、利用者の利便性の向上を図るとともに、東西駅前広場の適正な機能分担及び東西の市街地の連携強化を図るため、西口駅前広場の環境の改善に向けた検討を進めます。

また、公共交通機関をより一層利用しやすくするために、交通結節点である鉄道駅周辺の道路環境の改善、駅及び駅周辺のバリアフリー化などを進めます。

更に、バス相互やバスと自転車などの乗り継ぎが生じる交通結節点については、円滑に乗り継げる環境の実現に努めます。

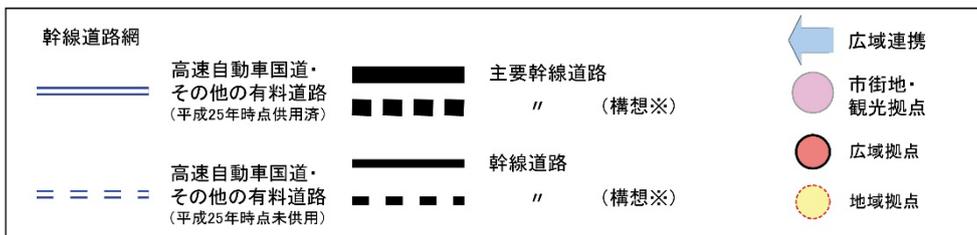
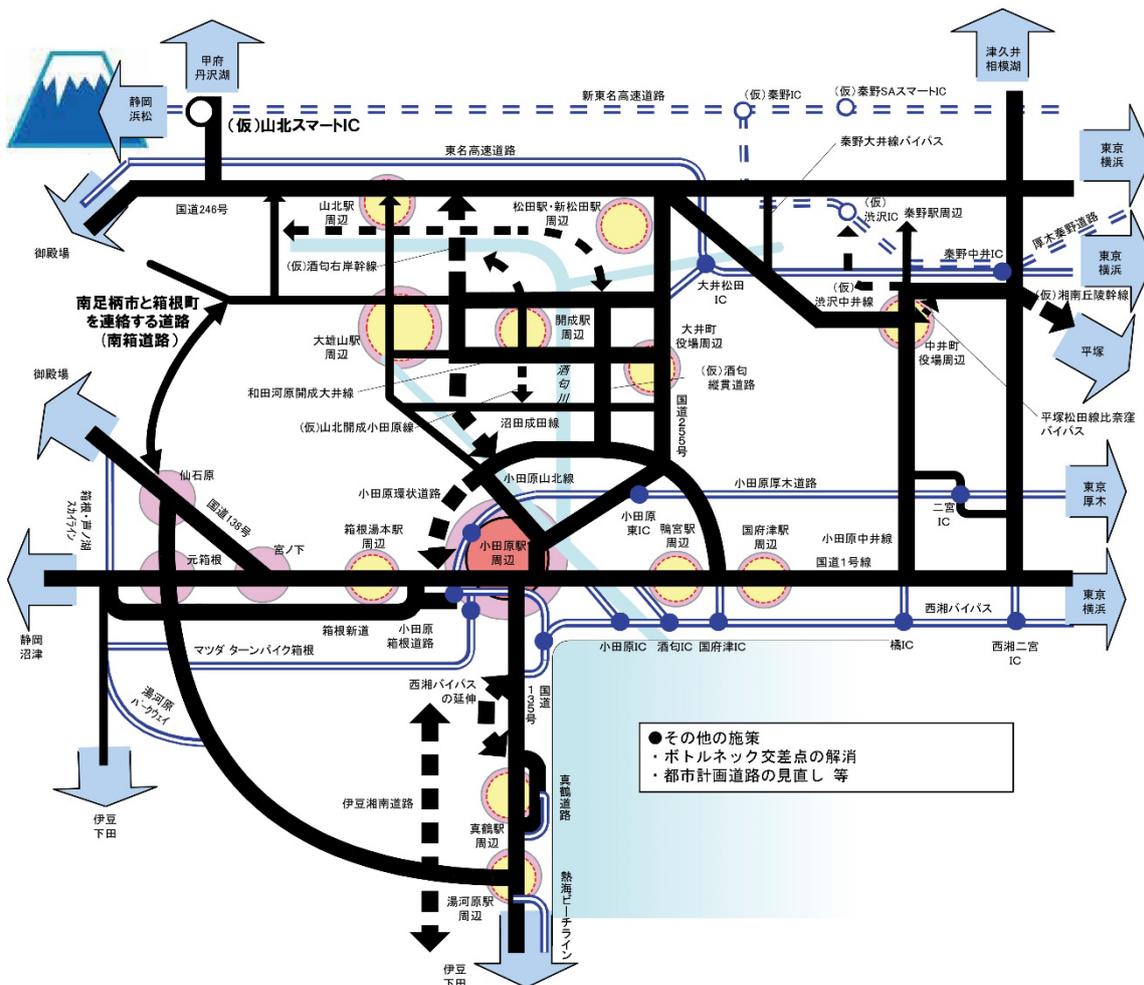
小田原駅周辺に都市計画決定している駐車場整備地区については、需要を満足する収容台数が確保されていることから、引き続き、需給状況について注視するとともに、必要に応じて、まちづくりと連携した駐車場対策を検討します。

⑤交通需要マネジメントの整備方針

既存ストックを有効活用し、交通需要マネジメントの導入などを進め、環境負荷が少なく、効率的かつ効果的な施策を展開します。

幹線道路網計画の見直しを定期的実施するなど、社会情勢を的確に捉えた道路整備を進めます。

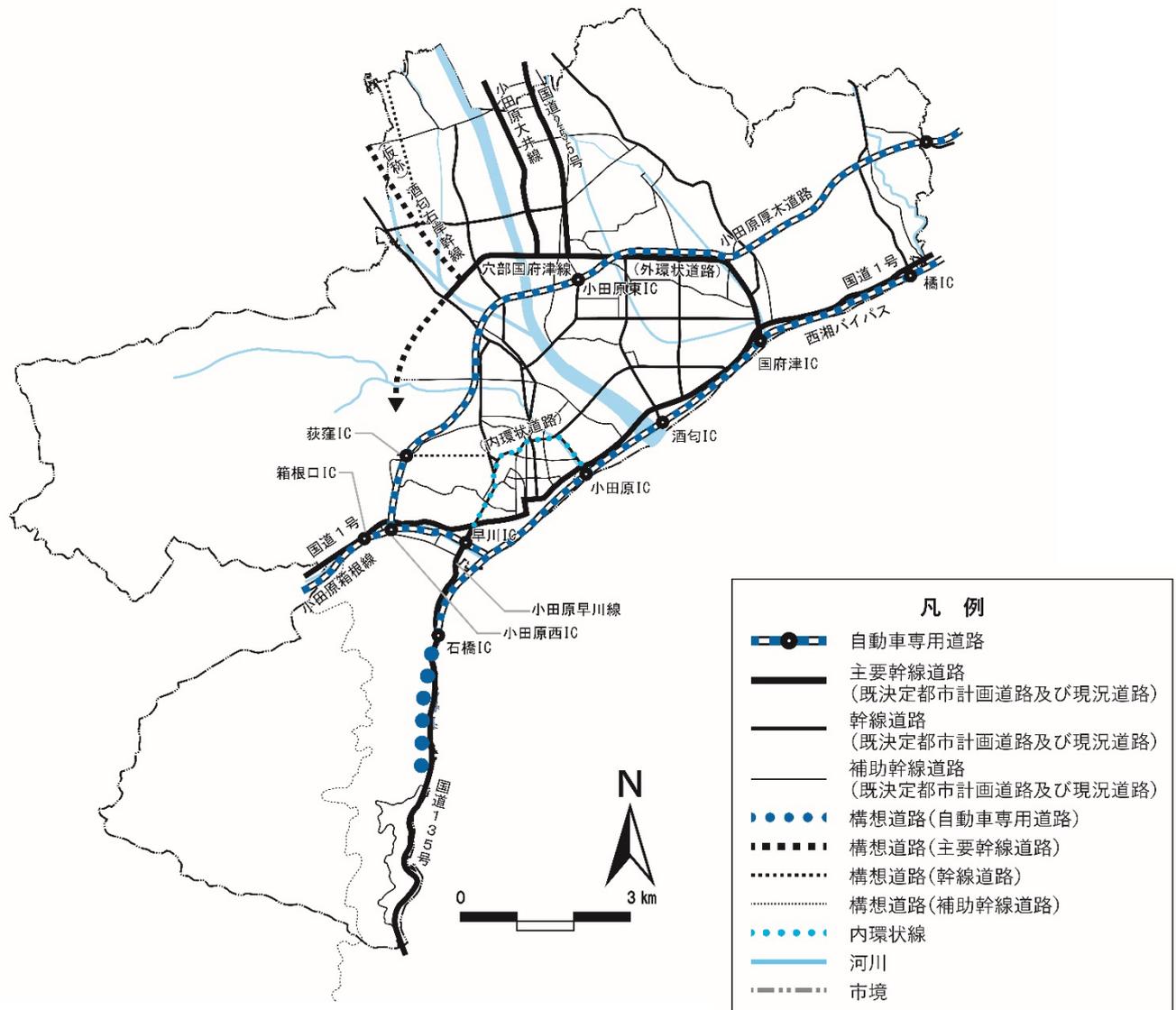
利用者減少に伴う公共交通機能の維持が困難になりつつある状況において、公共交通機関の利用促進や過度な自動車利用を抑制するなど、自動車交通需要の適正化に向けた取組が必要であることから、過度に自動車に依存せず、鉄道、バス、タクシーなどの利用が高まるよう、移動手段の転換を促す取組（モビリティ・マネジメント）に努めます。



主要幹線道路：広域交流圏、連携軸を形成する道路等で、かながわ交通計画における一般幹線道路と整合
 幹線道路：県西地域の骨格を形成する道路等で、主要幹線道路を補完する道路
 構想：現道が無い、または幅員が狭小で現道はあるものの、都市計画決定されていない道路で、既往計画等で整備が検討されている道路

幹線道路ネットワーク概念図

(資料：「県西地域総合都市交通体系マスタープラン 平成26(2014)年10月」に伊豆湘南道路を加筆)



交通網体系整備方針図

(3) 市街地整備・住環境の方針



1) 基本的な考え方

① 小田原駅・小田原城周辺のまちづくりの推進

小田原駅周辺については、広域中心拠点における商業・業務・医療・福祉・文化機能の高度な都市機能の集約・誘導による地域の活性化を目指すとともに、小田原城周辺では良好な景観の維持・形成について配慮し、秩序ある都市環境の維持・保全を図ります。

② 各拠点の役割に応じた都市機能の更新・誘導

都市構造の骨格をなす拠点については、広域中心拠点、地域中心拠点、地域拠点、それぞれの役割に応じた都市機能の更新・誘導を図ります。

③ 多様な暮らし方と働き方に応じた住宅地と働く環境の確保

新型コロナウイルス感染症の影響による生活等の行動変容を踏まえ、街なか居住からスロー・ライフまで多様な暮らし方に応じた住環境の確保を図ります。また、多様な働き方として、企業誘致を進めるとともに、柔軟に働くことができる環境の確保を図ります。

④ 新市街地の創出

新たな工業地については、産業の伸びが引き続き見込まれる場合、その伸びの範囲内で必要となる新市街地を創出し、その形成に当たっては、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道など、その位置が当該都市計画区域の適正かつ合理的な土地利用の実現、効率的で質の高い都市整備の推進及び集約型都市構造への転換に寄与すると認められる地域において、市街化区域への編入を目指すなど適正な土地利用の誘導に努めます。

⑤ 魅力的な公共空間・水辺空間の創造

街なかの公共空間や水辺空間については、にぎわいと楽しさにあふれ、市民や訪れる人にとって、やすらぎや心地よさを感じられるような魅力ある都市空間を目指します。

創造に当たっては、都市空間デザインの視点からまちづくりについて研究・発信する「(仮称)アーバンデザインセンター小田原」と連携しながら検討を進めます。

2) 整備・誘導の方針

①市街地整備の方針

●小田原駅・小田原城周辺のまちづくり

小田原駅周辺において、東海道新幹線駅による広域的なゲート機能を生かし、情報交流などのコンベンション機能を充実させるほか、商業・業務・医療・福祉・文化機能の高度な都市機能を集約・誘導するとともに、街なか居住の促進によるにぎわいと活気あふれる中心市街地の形成を図り、国際的な観光地域の顔としてふさわしいまちづくりを進めます。

小田原駅周辺（西口・東口）の市街地再開発については、地域地区や地区計画等の都市計画を検討するほか、その他の区域においても総合設計制度や優良建築物等整備事業などを活用した整備を促進し、滞在空間の創出、交流人口の増加、住環境・就労環境の整備など、地域経済の活性化に寄与するまちづくりを進めます。

三の丸地区については、歴史・文化とにぎわいが調和した街並みを創出するため、旧市民会館跡地等は段階的な活用を踏まえ、その整備を検討します。

●拠点周辺におけるまちづくり

小田原駅周辺については、都市基盤施設の整備とともに、商業・業務・医療・福祉・文化機能に加えて居住機能の集積を促進し、広域中心拠点にふさわしい土地の高度利用を図ります。

鴨宮駅、国府津駅周辺については、都市基盤施設の整備とともに、生活サポート機能や居住機能の集積を促進し、地域中心拠点、地域拠点にふさわしい土地の高度利用を図ります。

その他の拠点については、高度地区の適正な運用により、各地域の市街地特性に応じた高さの建築物を誘導します。

また、小田原城周辺については、景観への配慮の視点から、社会経済情勢の変化や今後の土地利用の動向を踏まえ、必要に応じて、建築物の高さ等などについて検討を進めます。

●産業集積の拠点づくり

工業団地の形成は、企業の統廃合などにより厳しい情勢にあることから、産業構造の変化や需要の動向を見極め、地域住民の意向を把握しながら、自然環境や周辺地区に配慮した土地利用の誘導について検討を行います。

産業集積の拠点づくりを目指す鬼柳・桑原地区については、川東北部地域の工業系一般保留区域に位置付けられており、引き続き、地域住民の意向を把握しながら、事業の実施の見通しが明らかになった段階で、市街化区域に編入し、工業団地の形成に努めます。

小田原卸商業団地については、卸売業の動向を踏まえながら、工業的な利用も含め、適正な土地利用方策を検討します。

市街化調整区域については、インターチェンジ周辺の幹線道路沿道などの地域において、市街化調整区域における地区計画制度等を活用した適正な土地利用の誘導について検討します。

②住環境整備の方針

●住宅地の環境整備

住宅市街地については、地域ごとの人口の動向等社会情勢や多様な居住ニーズ等を踏まえ、鉄道駅等公共交通の利便性の高い地域では居住機能の向上を図り、歴史・自然などの良質な環境を備えた地域では景観にも配慮し住環境の維持・向上を図り、老朽・基盤未整備地区など災害の危険度が高い地域では不燃化・耐震化などの対応を図るなど、地域の特性に応じた良好な住環境の実現を目指します。その上で、住宅の長寿命化や再エネ・省エネ住宅の普及促進に努めます。

また、地区計画制度等の活用により、過度な敷地の細分化、住宅の密集化を抑制するとともに、生活道路の整備やバリアフリー化などにより安全で良好な住環境の保全に努めます。

市営住宅については、計画的な改修を進めるとともに、老朽化した施設の整備を再検討し、住宅に困窮する方のためのセーフティネットとして適切な住環境の整備を図ります。

●空き地・空き家等の低未利用地への対応

住環境の悪化に繋がる管理不全の空家等については、これ以上の増加を抑止するため、「小田原市空家等対策計画」に基づき、より実効性のある空家等対策を総合的に進めます。特に、住宅ストックの活用の促進においては、利活用可能な住宅ストックの市場流通を促進するため、不動産団体と連携した空き家バンクの運用や不動産情報の周知などに努めます。

③都市施設等の整備の方針

●河川・水路

風水害被害の軽減を図るため、二級河川や砂防指定河川の計画的な改修を促進するとともに、準用河川、普通河川及び排水路を改修するほか、河道内に堆積した土砂の撤去や樹木の伐採などの適正な維持管理を行うことにより、治水機能の向上を図ります。

更に、市街地内において、潤いのある水辺環境を創出するため、かつてのせせらぎや歴史的水路等を復元し、河川を魅力ある都市空間として活用し、自然的景観を生かしたま街並みちなみの形成を図ります。

●下水道

「おだわら下水道ビジョン」に基づき、未来へつなぐ、暮らしを支える下水道を目指し、公共下水道（汚水・雨水）の整備を計画的に進めます。

汚水渠の整備に当たっては、下水道の未普及区域の解消に取り組めます。また、老朽化が進んだ管渠については、優先度の高いところから計画的に改築・更新を実施するとともに、緊急輸送路下、広域避難所の下流などの重要な管渠の耐震化を進めます。

台風や局地的な集中豪雨による浸水被害リスク軽減を図るために、想定される降雨に対する雨水渠の流下能力の確保と、過去に浸水被害のあった箇所での改善といった2つの観点で雨水渠整備を計画的に進めます。

公共下水道計画区域外の地域については、合併処理浄化槽の普及を促進します。

今後の人口推移や土地利用の動向等を踏まえ、流域下水道計画との整合を図りながら、必要に応じて、本市の下水道全体計画の見直しに努めます。

●生活環境関連等の都市施設整備

一般廃棄物処理施設については、1市3町（小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町）で策定した「小田原・足柄下ブロック ごみ処理広域化実施計画」に基づき整備に努めます。なお、施設の建設地は、周辺環境への影響に十分配慮して選定します。

また、環境への負荷を軽減する省資源・循環型社会の構築を目指し、ごみの減量化、資源化を進めます。

広域斎場については、2市5町（小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町）で、民間活力を活用し、周辺環境への影響に十分配慮して維持管理・運営に努めます。

●市場

水産物卸売市場は、県西地域3市9町（小田原市、秦野市、南足柄市、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）、人口約52万人の水産物流通拠点として安全・安心な水産物の安定供給に努めていますが、近年の食の安全・安心への意識の高まり、人口減少等による食料消費の減少や流通構造の変化を受け、求められる機能、役割は多様化しており、観光資源としての機能配置も求められています。そこで、築50年以上が経過し老朽化した現施設の再整備による水産物の活性化と都市住民との交流の促進を検討します。

青果物卸売市場は、県西2市8町（小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町）及び周辺地域の安心・安全な青果物の安定供給を継続していくため、施設機能の維持管理・運営に引き続き努めるとともに、市場規模の適正化など施設の見直しを含め、今後のあり方を検討します。

④ ICT技術による公共施設のサービス、維持管理の効率化

ICT技術の進展により、すべての人とモノがつながり、様々な知識や情報を共有することが可能となり、必要な情報が必要な時に提供されています。本市では、ポスターや看板に代わる新たな情報伝達手段として、「デジタルサイネージ」や公共施設での各種支払いにキャッシュレス決済といったICT技術を導入しました。

今後、このようなICT技術を公共施設に活用し、市民サービスの向上や維持管理の効率化を目指します。

(4) 地域循環共生圏の構築に向けた方針



1) 基本的な考え方

① 自然環境の保全

日常的に感じることができ森里川海の恵みをいつまでも享受できるよう、自然環境の保全に努めます。

② 農地や公園緑地の保全・創出・活用

農林業的土地利用を図る地域においては、田園環境の維持、優良農地等の保全を基本とした土地利用を図ります。

小田原城址公園やおだわら諏訪の原公園、小田原こどもの森公園わんぱくらんど等の公園・緑地については、本市の自然、歴史、文化を生かした個性あふれる整備を図ります。

③ 再生可能エネルギーやグリーンインフラの活用促進

脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備など再生可能エネルギーの公共施設への導入や住宅への設備設置を促進するとともに、民有地の緑化支援などグリーンインフラに係る取組を推進し、自然環境が有する多様な機能（生物の生息、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を有効活用して環境問題の改善を図ります。

2) 整備・誘導の方針

① 海岸保全施設等の整備

高潮・高波対策として、護岸等の海岸保全施設を整備し、海岸浸食により後退した砂浜の回復を図り、海浜の安定を目指すとともに、多彩な小田原の魅力の一つである海に着目し、市民や来訪者のにぎわいと交流を生み出す海岸整備により、漁業と共存した海洋性レクリエーションの場としての活用を、県と連携して検討します。

② 里地・里山の保全・整備

市西部の箱根外輪山に連なる山地や片浦地域の山地を保全すべき緑と位置付け、良好な自然環境の保全を図ります。

箱根外輪山に沿って位置する富士箱根伊豆国立公園区域については、緑地としての保全を図ります。

市民が身近に親しめる自然空間として、また、さまざまな活動や学習のフィールドとなる里地・里山の再生に向け、地域と連携した取組を進めます。また、いこいの森などの森林レクリエーションの場の整備充実を図ります。

③河川の保全・整備

酒匂川、早川等については、市街地に潤いを与える貴重な自然環境として保全を図ります。

特に、酒匂川については、多くの魚・生き物が生息し、水遊びができる川を理想に、環境保全活動を進めます。

また、酒匂川の河川敷は、スポーツ広場やサイクリング場として、市民に親しまれる水辺空間としての活用を進めます。

④農地・樹園地の保全・整備

「富水・桜井」、「川東北部」などの水田、「早川・片浦・大窪」、「川東北部」などの樹園地については、優良な集团的農地を保全するとともに、耕作放棄地の解消に向けた取組として、担い手が農業経営に必要な農地を確保できるよう、農地の集積・集約化などの支援を進めます。特に、農業振興地域内の集团的農地については、地域の振興や将来のあり方を十分検討しながら保全に努めます。

市街化区域内における緑地機能や防災機能を有する農地については、生産緑地地区に指定し、計画的に保全することで、良好な都市環境の形成に努めます。また、指定から30年を迎える生産緑地地区については、特定生産緑地への指定を積極的に進め、引き続き保全・活用に努めます。

農地の保全・活用方策の一環として、都市住民を対象とした市民農園や体験・観光型農園などへの活用を促進します。

⑤風致地区の保全・整備

本市は小田原城を中心とした緑に恵まれ、相模湾に面する海岸線は風景に富んだ砂浜が広がり、石橋以西の国道135号沿道は樹林が連なるなど、国道からの眺望に優れています。

今後とも、緑豊かな自然的環境や歴史的景観を保全するため、風致地区の維持に努めるとともに、地域の状況に応じた区域等の見直しや、きめ細かく保全を図るため市の定める小規模な風致地区の決定も含めて検討します。

⑥公園・緑地の整備

公園・緑地については、本市の自然、歴史、文化を生かした個性あふれる整備に努めます。また、日常生活の中に憩いとやすらぎの場を提供するため、公園の均衡ある配置に取り組みます。

市街地にある公園については、災害発生時に周辺住民が避難してくることが想定されるため災害時の対応について検討を進めます。

骨格を成す公園・緑地として、市中心部の「中央公園（城址公園、城山公園）」から「石垣山一夜城」、「小田原こどもの森公園わんぱくらんど・□村植物公園」、「いこいの森」を経て、「小田原西部丘陵公園（おだわら諏訪の原公園及びフラワーガーデン）」、「上府中公園」、「曾我梅林」、「羽根尾史跡公園」は、緑の拠点を形成し、風致地区や河川親水空間と併せた緑と水の連携を図ります。

また、必要に応じて都市計画公園等の見直しに努めます。

公園緑地の配置と整備目標は、「おだわらみどりの創生プラン」に基づくものとし、主要な目標水準は以下のとおりとします。

■公園緑地等（施設緑地）の整備目標

公園緑地等（施設緑地） の種類		整備目標		
		平成 26 年度現在		令和 17 年
		計	m ² /人	計 緑の基本計画目標
街区公園		13.7ha	0.7	14.7ha
近隣公園		0ha	—	0ha
地区公園		0ha	—	0ha
総合公園		33.5ha	1.7	37.8ha
運動公園		12.4ha	0.6	17.9ha
特殊 公園	歴史公園	3.2ha	0.2	24.4ha
	植物公園	8.9ha	0.5	21.3ha
	墓園	13.4ha	0.7	21.4ha
広域公園		14.9ha	0.8	85.0ha
緑道		1.8ha	0.1	1.8ha
公共施設緑地		92.3ha	4.7	92.3ha

■緑地保全地区等（地域制緑地）の指定目標

地区の種類	指定目標	
	平成 26 年度現在	令和 17 年
緑地保全地区	0ha	0ha
風致地区	323.0ha	320.1ha
生産緑地地区	68.6ha	67.8ha
その他法によるもの	8,915.21ha	8,888.4ha
条例等によるもの	6.81ha	6.81ha

■緑の基本計画で確保する量

年次	平成 26 年度現在	令和 17 年
施設緑地	349.1ha	409.9ha
地域制緑地	6,022.4ha	5,992.4ha

⑦グリーンインフラに係る取組の推進

水源環境の保全・再生や民有地緑化の支援、公共空間の緑化、市民・企業の緑化活動の支援など、グリーンインフラに関わる取組を進めます。

⑧再生可能エネルギーの活用

脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入を促す「地域脱炭素化促進事業の促進」の基本的な考え方に基づき、地域に貢献する再生可能エネルギーの導入拡大を図ります。

公共施設の新設や大規模改修時には、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化などの環境に配慮した整備を進めます。

また、脱炭素社会の実現に資する取組として、エネルギーの地産地消を基本的な概念としたモデル地区「ゼロカーボン・デジタルタウン」を創造するため、少年院跡地を候補地として検討を進めます。

(5) 歴史・文化・生業を生かしたまちづくりの方針



1) 基本的な考え方

① 歴史・文化資源の魅力向上による交流促進

小田原のシンボルである小田原城や別邸建築をはじめとする歴史的・文化的資源を生かしたまちづくりを目指します。歴史的建造物については地域の文化資源として着実に保全するとともに、回遊性を高める観光拠点としての活用を図ります。

② 歴史的風致の維持向上

歴史的風致を形成する「歴史上価値の高い建造物」、「その周辺の市街地」、「地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動」を守り育て次世代に継承することにより、その維持・向上を目指します。

③ 持続可能な農林水産業等の生業環境の整備

本市の特色でもある農林水産業などの生業については、持続可能な環境の維持・向上を目指します。また、農林水産業から得られた食材、小田原蒲鉾や小田原ひものなどの特産品や食文化など豊かな地域資源を最大限活用し、「美食のまち小田原」のイメージの定着を目指します。

2) 整備・誘導の方針

① 歴史・文化資源の保全・活用

小田原城や小田原城総構等からなる史跡小田原城跡については、「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき、御用米曲輪等の史跡整備を進めるとともに、天守閣や大手門などのあり方に関して検討します。

また、別邸建築をはじめとした数々の歴史的・文化的資源については、地域の個性を表す貴重な財産であり、広域的な観光や交流の促進にも寄与するものであることから、「小田原市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」に基づいた整備を進めるなど、良好な状態で将来の世代に継承されるよう、その維持・保全を図ります。

② 歴史的風致の維持向上

歴史的風致維持向上計画を踏まえ、歴史的建造物の整備や地区単位での修景整備を進めるなど、歴史的風致の維持・向上を図ります。

③農林業の生産環境の整備

農業については、基幹農道や用排水路などの基盤整備を進め、生産環境の向上を図ることにより、農業経営の安定と優良農地の保全に努めます。また、都市住民とのふれあいやレクリエーションの場づくりにより、地域の特性を生かした農業の多面的な活用を図るなど、農地の有効利用を進めます。

更に、農地等は小田原の原風景として、水源涵養・生態系保全・国土保全等いわゆる多面的な機能を有しており、農地等のさまざまな効用を市民に周知する必要があります。

林業については、計画的な造林・育成を行い、水源涵養機能等、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できるよう適切な整備を進め、総合的な森林資源の管理と林業の振興に努めます。

また、いこいの森などの森林レクリエーションの場の整備充実を図ります。

④水産業の生産基盤の整備

小田原漁港海岸の環境の保全を図り、周辺と調和した市民が親しめる海辺空間の確保等、多面的な活用を図るとともに、小田原漁港交流促進施設（漁港の駅 TOTOCO 小田原）で、水産物及びその加工品、地域の特産物並びに水産物を主たる材料とする飲食物等の販売の場並びに地域に関する情報を提供することにより、本市の水産業の振興、水産物の消費の拡大及び市民と来訪者との交流の促進を図ります。

また、水産業については漁港環境の整備と合わせて、近年、気候変動等の様々な要因により発生している「磯焼け」への対策として、藻場の保全・再生などの漁場整備に取り組むことで漁獲物の資源管理に努め、安定供給に繋がります。

(6) 景観形成の方針

1) 基本的な考え方

① 豊かな自然環境と調和した景観形成

本市では自然の豊かさが感じられる海岸線、四季を演出する曽我丘陵などの緑、富士山や箱根外輪山、丹沢山地といった山なみの眺望など良好な景観を有しており、こうした自然環境と調和した潤いと安らぎが感じられる景観の形成を図ります。

③ 歴史・文化資源と都市的景観が調和した落ち着き・風格・魅力ある景観形成

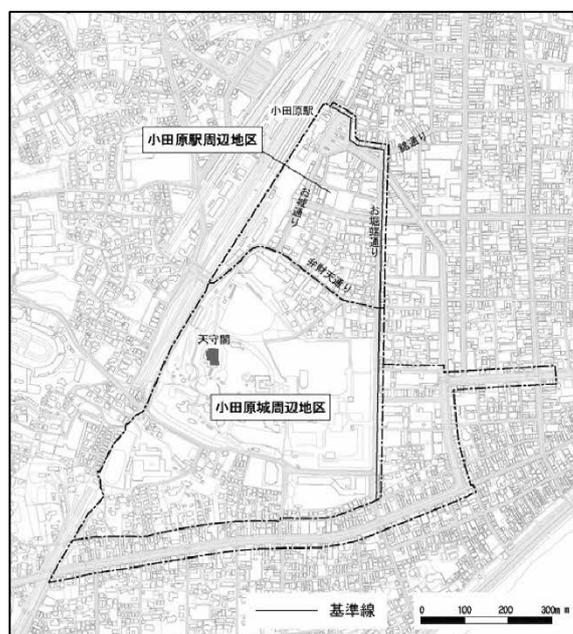
小田原のシンボルである小田原城や小田原城総構をはじめ、旧東海道沿線などには多くの歴史的・文化的資源が残されています。こうした地域資源を生かして、小田原らしい落ち着きと風格があり、魅力的な景観の形成を図ります。

2) 整備・誘導の方針

① 景観計画重点区域の景観形成

小田原の有する特色が象徴的に現れる地域については、景観計画重点区域として位置付け、当該地区の特性に基づく景観形成の目標・方針のもと、良好な景観の形成に努めます。

小田原駅周辺の景観計画重点区域は、拠点型重点区域として、中心市街地の特性を活かし、活力や魅力といった街の第一印象を形づくる区域を形成するとともに、小田原城跡や旧東海道を中心とする城下町・宿場町の歴史やなりわいを感じることができる景観形成を目指します。



小田原駅周辺の景観計画重点区域図

(資料：小田原市景観計画)

② 市域全域における景観形成

景観計画、景観条例に基づき、商業・業務地、住宅地、工業地など地区特性に合った魅力ある都市空間の創出に努めます。

都市の骨格を成す主要な街路を都市の景観軸として、広域にわたる東海道や酒匂川の沿線の特性に配慮しながら無電柱化や緑化、公共サインなど沿道の景観形成について、誘導効果の高い整備を進めます。

また、公共建物なども良好な景観の形成に十分配慮した整備を進めます。

●商業・業務地

都市基盤整備や市街地再開発、景観法に基づく届出などを活用し、地区の特性に合った魅力ある都市空間の創出や歩いて楽しい街並み景観の形成に努めます。

駅周辺は、緑豊かな街路歩道空間やにぎわいとくつろぎを生み出すオープンスペースを整備することで、地区の魅力化を図ります。

また、無電柱化などの事業にあわせて、地域の商店街などの方々と協働して魅力ある景観形成を図ります。

●住宅地

既成市街地にある住宅地については、地区にふさわしい快適で美しく潤いのある住宅環境の確保に努めます。

新たに開発される住宅地については、地区計画や建築協定などの制度により、緑化を推進するなど、地区の特性に応じた景観形成に努めます。

●工業地

敷地内や接道部における緑化や修景を図るなど、親しみが感じられる工業地景観の形成を誘導します。また、隣接する住宅地や田園地域への圧迫感を軽減するなど、周辺と調和した景観の保全に努めます。

●田園

農地や水路などの適切な維持により、田園景観の保全に努めます。

●丘陵地と山・山並み

丘陵地ではまとまった緑地や地域の特徴となっている樹木等の適切な維持により、後背地の山並みや、これらと一体となった緑豊かな丘陵地景観の保全に努めます。

●海辺・海岸

海辺・海岸及びその周辺は、松林や砂浜の海岸、自然岩等で構成された特徴的な風致景観を維持し、落ち着きがある海浜景観の保全に努めます。

③誘導施策

統一的な景観形成の規制誘導を図るべき地区については、色彩だけでなく自然素材など、より統一感のある景観形成となるよう支援を進めます。

新たな景観計画重点区域の指定や景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定についても検討します。

屋外広告物条例に基づき、本市の地域特性に応じた規制・誘導を図り、街並み景観に配慮した取組を進めます。

(7) 都市防災の方針



1) 基本的な考え方

① 災害時の被害を最小限に抑えるための対策

豪雨災害など激甚化・頻発化する自然災害への備えを推進し、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強いまちの形成を目指します。

また、災害リスクの回避・低減の両面から都市構造の考え方が見直されたことを受け、災害リスクのある区域外への居住の誘導を図ります。

② 災害後の早期復旧・復興に向けた取組

地震や豪雨により被災を受けた地区の迅速な復旧・復興を行うためには、災害が発生する前の段階から事前に準備を進めておくことが重要です。そこで、被災後の復興まちづくりに備える「復興事前準備」に関する取組について検討を進めます。

2) 整備・誘導の方針

① 地震災害に対する方針

将来、大きな被害が予想される大規模地震として、大正型関東地震や神奈川県西部地震等が想定され、地震の発生に対しての対応が求められています。

大規模な地震から、市民の生命・財産を守るため、「小田原市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化を促進します。

密集市街地など災害の危険性の高い地区については、その危険性を減少させるため、避難地・避難路を計画的、段階的に整備するとともに、建築物の共同化による耐震化を促進します。また、建築物の倒壊に起因した延焼を抑制するため、防火・準防火地域の指定と併せて、建築物の不燃化・難燃化を図ります。

住宅地については、避難路を確保するため、狭あい道路の改善などに努め、良好な都市基盤施設を備えた市街地環境の形成を図ります。

② 火災時に対する方針

公園、緑地、道路等の延焼防止機能を持つ空間の確保、木造密集市街地の整備改善、建築物の不燃化等により、延焼防止対策を進めます。

③ 津波災害に対する方針

津波対策については「小田原市津波防災地域づくり推進計画」に基づき、高潮や高波に対するハード整備も津波に対する減災対策に効果があるため、海岸保全施設の整備を促進します。

合わせて、公共施設や民間施設等を緊急的な避難場所として利用する津波避難施設の指定などソフト対策に取組みます。

④水災害に対する方針

豪雨等による大規模な浸水が想定される区域では、住民等に対して災害のリスクや避難方法などの周知に努めます。

酒匂川、山王川、森戸川、早川水系については、気候変動による水災害に備えるため、河川流域全体で水災害を軽減させる流域治水の考え方に基づき、「流域治水プロジェクト」において、河川施設の整備や水源涵養機能を有する森林整備、貯留・浸透機能を有する農地の保全等に努め、総合的な治水対策に取り組めます。

市営漁港については「江之浦漁港機能強化基本計画」に基づき、江之浦漁港の防波堤及び護岸の嵩上げなど、高潮・高波及び自然災害からのリスクを軽減するための対策を図るとともに、石橋・米神漁港については適切な維持管理に努めます。

⑤土砂災害に対する方針

土石流やがけ崩れなどの土砂災害による被害を最小限に抑えるため、土砂災害の発生が懸念される区域では、急傾斜地等の安全性を確保するための整備を促進するとともに、区域内やその周辺の住民等に対して災害リスクや避難方法などの周知に努めます。

⑥復旧・復興に関わる事前準備

防災・減災対策と並行して、被災を想定した復興まちづくりの課題の共有、復興に係る体制・手順の検討、復興に係る計画の策定などを位置付ける「復興事前準備※」に関する取組について検討します。

※復興事前準備とは

被災後は早期の復興まちづくりが求められますが、東日本大震災等これまでの大規模災害時には、基礎データの不足や喪失、復興まちづくりを担う人材の不足などにより、復興に影響が生じた事例があります。

そこで、平時から災害が発生した際のことを想定し、どのような被害が発生しても対応できるよう、復興に資するソフト的対策を事前に準備する「復興事前準備」の取組を進めておくことが重要です。